

平成27年度

串本町子ども読書活動推進計画

串本町教育委員会



も く じ

1	はじめに	1
2	国及び県の動向	
(1)	国の動向	3
(2)	県の動向	3
3	基本方針と計画期間	
(1)	基本方針	4
(2)	計画期間	5
4	子どもの読書活動推進のための取組	
(1)	家庭における取組	5
(2)	地域における取組	6
(3)	学校等における取組	7
5	おわりに	8
6	資 料	
(1)	子ども読書年に関する決議	9
(2)	子どもの読書活動の推進に関する法律	11
(3)	国民読書年に関する決議（平成20年6月6日）	14

1 はじめに

現代は、科学技術の急速的な進歩による高度な機械化・情報化・国際化が進み人間の生活・社会環境が進み大きく変化、発展してきている。

一方、そのため引き起こされていると考えられる「子どもの読書離れ」が問題視されるようになって久しく、憂慮される状態になっている。

子ども達は、テレビ、携帯電話、ゲーム機、パソコン等の必需品としての普及、その所有の低年齢化によって、ますます本を読む機会が少なくなっている。

特に、小学生になってからは、本をたくさん読んでいたが高学年になるにつれ、本を読む機会が少なくなり、中学生になった途端に本をほとんど読まなくなる、といった例が多く見受けられる。

また、このことに伴う子どもの読解力の低下も不安視されている。

昨今、小学校高学年の児童や中学生から「挿絵がついている本でないと読めない」「字の大きい、文字数の少ない本でないと読む気がしない」といった声を聞くことがある。

本を読むという行為は、ゲームや映像を媒介にしたものとは違い、知識や情報を一方的に受け取るだけではなく、想像力を大きく働かせて独自の世界を構築し、読書を中断してそのことについて考え、前に戻って内容を確かめ、じっくりと自分の感想や意見について考えるなど、自分自身のペースで楽しむことのできる媒体なのである。

読書は、言葉や文章を自分のものとし、場面・状況等に対する理解力を培い、登場人物に対する共感等によって豊かな感情を育み、その世界観を楽しみ想像力を働かせるなど、特に幼い子どもにとって得るものは多く、子どもの発育・成長には欠かせないものである。

またよみきかせは、幼児の健全な発育に欠かせない親子等の人と人とのふれあう機会を増やすことにも繋がる。

しかし、ただ単に机上による読書の重要性を説いたところで、それを後押

しする環境が整備され、具体的な取組が実施されなければ、実際的な子どもの読書活動の推進には結びついていかないと考える。

当町は、海・山・川の豊かな自然と数多くの歴史的な文化財に恵まれた地域である。先人が残してくれた豊富で貴重な自然と歴史を学び、未来へと継承するためにも、読書は大きな役割を果たすことになる。

子どもが本に慣れ親しむための「いつでも、どこでも、だれでも」参加できる環境づくり・条件整備は、比較的短時間で実現可能と考えられる。

その条件整備には、第一に保護者や周りの大人が、読書に親しめるような機会や環境を家庭、地域、学校等の最も身近なところに造り、子どもが読書の習慣を自然に身に付けることができるよう社会全体で推進していくことが必要である。

そこで「子どもの読書活動の推進に関する法律」「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」「和歌山県子ども読書活動推進計画」や、当地域の実情を踏まえ、すべての子どもが自主的に読書活動を行い、生涯にわたって読書を楽しむ習慣を身に付けることができるよう、町の子どもの読書活動を推進するための指針として「串本町子ども読書推進計画」を策定し、家庭、地域、学校、図書館等と協力してできるだけ早期に読書環境を充実させ、子どもの読書活動の推進に努めていきたいと考える。

2 国及び県の動向

(1) 国の動向

①「子どもの読書活動の推進に関する法律」について

平成11年8月国会の決議によって定められた平成12年の「子ども読書年」を契機とし、さらなる子ども読書活動の推進をはかるため、平成13年12月に子どもの読書活動の推進に関する基本理念を定めた11条からなる「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布・施行された。

②「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」について

上記法の規定に基づき、平成14年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第一次基本計画）が閣議決定された。

その後、第一次基本計画期間における取組成果と課題を踏まえて、平成20年3月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第二次基本計画）が閣議決定され、国会に報告された。

それに関連し、平成17年7月に「文字・活字文化振興法」が成立し、平成18年12月には「教育基本法」が改正、平成19年6月には「学校教育法」等教育関連三法の改正、平成20年6月には「社会教育法」及び「図書館法」の改正が行われた。

また、平成22年を「国民読書年」と定め、政官民の協力のもと、国をあげてあらゆる努力を重ねることが平成20年6月の国会において宣言された。

(2) 県の動向

①「和歌山県子ども読書活動推進計画」について

国の「子どもの読書活動の推進に関する法律」「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第一次基本計画）を受け、平成16年3月に「和歌山県子ども読書活動推進計画」（第一次計画）が策定された。

②「和歌山県子ども読書活動推進計画」の改訂について

平成21年3月第一次計画の成果と課題を踏まえ、さらなる子どもの読書活動の推進をめざして改定された。

平成26年3月第二次計画の成果と課題を踏まえ、「子どもが読書に親しむ機会の提供と環境の整備・充実」「家庭、地域、学校の連携による社会全体での取組の推進」「子どもの読書活動に関する啓発・広報」の3点を基本方針とし、さらなる子どもの読書活動の推進をめざして改定された。

3 基本の方針と計画の期間

(1) 基本の方針

① 本を読むことの魅力、楽しさを紹介する

家庭、学校、図書館、地域、関係機関等と連携・協力し、あらゆる機会を捉えて読書及び言葉の魅力や楽しさを子どもに伝えるよう努める。

またよみきかせ会、おはなし会等を開催し、絵本や物語に対する感動や興味を持ってもらえるよう努める。

② 読書環境を整え、子どもが「好きな本」に出会える機会を増やす

図書館、学校図書室等をはじめとし、子どもが本と出会い、自分で手に取って選べる機会を増やし、自主的な読書活動が行えるよう努める。

またブックスタート活動をはじめとする家庭での読書を奨励・支援する。

③ 子どもの読書活動に関する理解と関心を深める

子どもの読書の意義等について広く紹介し、読書推進についての理解、関心を深め、協力や連携ができるよう努める。

またよみきかせボランティア等、子どもの読書推進に関わる活動を奨励し、その育成等に支援・協力する。

(2) 計画の期間

原則として平成27年度から5年間とする。

4 子どもの読書活動推進のための取組

(1) 家庭における取組

乳幼児が本に親しむためには、家族と一緒に本を読んだり、よみきかせをしたりする必要がある。また手の届くところに本がある、あるいは図書館などをよく利用するといった、子どもが自然に本に触れあうことのできる機会を作ることも大切である。

① 読書活動の意義の理解の促進

リーフレットの作成、講演会の開催等を通じて家庭における読書やよみきかせの必要性、有益性についての理解の促進をはかり、子どもの読書活動を家族があたたかく見守り一緒に読書を楽しむことができる環境づくりを家庭でしてもらえるよう努める。

② ブックスタート活動の推進

ブックスタートは“すべての赤ちゃんのまわりで、楽しくあたたかいひとときが持たれることを願い、一人ひとりの赤ちゃんに絵本を開く楽しい体験と一緒に絵本を手渡す活動”である。

串本町での事業は、平成17年度から乳幼児の六ヶ月検診時に実施、平成27年度からは十ヶ月検診時に実施され、その活動を支援・協力する。

また図書館周辺の地図や乳幼児向けのブックリスト等を作成して配布し、読書活動の推進を促す。

(2) 地域における取組

図書館を中心に子どもが読書に親しむことのできる環境を整え、本を楽しむことや読書習慣を身につけるための支援をする。

① 図書館における取組

1) 蔵書の充実

図書館は、資料と人とを結びつける役割を持った機関である。また、図書館は子どもが本を直接手に取って自分の目で選ぶことができる施設である。

その為、絵本から児童書、ヤングアダルト（十代向けの図書）等、豊富な資料を多岐・多様なジャンルに渡って提供できるよう、可能な限り数多く収集する。

また家庭における読書を支援するためのブックリストや絵本の与え方等の解説書も収集する。

2) よみきかせ等の支援

定期的に図書館に於いてよみきかせ会等を行い、子どもが本の面白さ、楽しさを知る機会を積極的に提供する。

また、よみきかせやおはなし等をしているボランティアグループを支援し、よみきかせに活用できるビッグブック（大型絵本）や、絵本・児童文学に関する解説書や研究書、よみきかせや手あそび他の技術を学ぶための資料等も収集し提供する。

3) 関係機関との連携

学校、幼稚園、保育所、役場、教育課、公民館等と連携を取って協力し合い、子どもへの読書機会の提供の増進、また大人に対する読書推進活動の意義の啓発に尽力する。

② 地域施設等における取組

学校や図書館以外の場所でも、保健センターでの乳幼児検診時におけるよみきかせや、本を活用した事業等を行い、本に親しむ機会を提

供することで、子どもの読書への興味や好奇心を刺激し、想像力や表現力を培うよう努める。

また大人に対する読書やよみきかせの意義の理解の推進についても併せて行っていく。

(3) 学校等における取組

人間が生活していく上で、言葉の読解力は欠かすことができない。また勉学においても、まず問題の要旨を読み取り、それを正しく理解し、適切な答を組み立て表現することが必要となる。

学校教育法の第21条においても「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」が掲げられている。

この学校教育法の主旨から学校等においては、読書やよみきかせを奨励し、豊かな言葉や多彩な表現に多く触れることで子どもが言語能力を培っていけるよう努める。

また、小中学生による幼稚園・保育所でのよみきかせ活動等、読書を媒介にした異種年齢交流を行い、絵本に触れる機会を増やせるよう促す。

① 幼稚園・保育所における取組

幼児期によみきかせや読書の楽しさに触れることは、その後の正しい読書習慣の形成に繋がっていくため、幼児の年齢や発達段階にあわせた取組を促進する。

併せて教員及び保育士の読書推進に対する理解を促し、指導力の向上を図る。

また保護者に対しても、読書やよみきかせの大切さ等を理解してもらえるよう努める。

② 小中学校における取組

1) 読書習慣形成の促進

朝の読書や一斉読書等の、児童生徒が本に親しみ読書習慣を形成

する為の取組を行うと共に、調べ学習等の図書館や本に触れあう機会を増やす。

また教職員の読書に関する理解や知識を深め、適切な指導を行えるよう努める。

2) 学校図書室の充実

学校図書室には魅力的な多くの本を揃え、くつろいで読書や調べ物等ができるあたたかい雰囲気のある場所となるよう心がける。

また司書・司書教諭を配置し、予約やリクエストの受付、読書相談やレファレンスサービス等を行い、また図書館便りや新着紹介など広報にも努め、児童生徒と本とを繋ぐ役割を果せるよう努力する。

3) 家庭・地域との連携

保護者に読書活動の意義についての理解度が高められるよう努め、家庭での読書環境整備を推進する。

また、図書館等とも連携・協力し、図書の団体貸出や出張よみきかせ会、子どもの読書傾向に関する情報の交換等を行い、読書活動の推進を行う。

5 おわりに

全国的な町村の傾向であるが、今日の非常に不安な経済状態の中、串本町の図書館・読書活動推進への状況は非常に厳しいものがある。

しかし、子どもの健全な育成を願い、前途ある、明るい将来にするため、また、当町の豊かな自然と歴史を引き継ぐためにも「子ども読書活動の推進」は必要・不可欠な事柄であると深く考える。

今回策定の「串本町子ども読書活動推進計画」は基本的な方策に終始しているが、今後、本計画を基礎に更なる具体的でより内容の充実した計画に発展するよう研鑽・努力・尽力しなければならない。

6 資料

(1) 子ども読書年に関する決議

〈参議院本会議〉

「国際連合は1990年9月、子どものための世界サミットを開き、ここに参加した世界71か国の元首、首脳たちが「子どもを政治の最優先に」と誓い合ってから10年が経過した。

しかし、広く地球的観点からこれを見れば、貧しさゆえに子どもの人権がないがしろにされ、また、子どもたちが最大の犠牲者となる民族間や宗教上の対立による地域紛争が絶え間なく続いているのも現実の姿と言わねばならない。

「子どもたちのための世界サミット」における国連の誓いを結実させるためには、国際間のさらなる努力が必要である。

先進国でもモノの豊かさに心の成長が追いつかず、わが国においても校内暴力、いじめ、衝動的行動、薬物汚染など子どもたちの悲惨な事件が相次いでいる。こうした、子どもたちの乾いた心に、潤いを取り戻すことは、今日差し迫った課題である。

われわれは、20世紀の反省と教訓の上に立って、新しい世紀を担う地球上のすべての子どもたちに、人権を尊重し、恒久平和の実現と繁栄に努め、伝統的な文化遺産を継承することを託さなければならない。

その第1歩として、わが国は世界にさきがけ、平成12年、西暦2000年を「こどもの日」の5月5日、質も量も世界で最大規模の蔵書と読書環境を整え、内外情報の収集と発信のできる国際子ども図書館を開館することになっている。

読書は、子どもたちの言葉、感性、情緒、表現力、創造力を啓発するとともに、人としてよりよく生きる力を育み、人生をより味わい深い豊かなものとしていくために欠くことのできないものである。

本院は、この読書の持つ計り知れない価値を認識して、子どもたちの読書活動を国を挙げて応援するため、平成11年、西暦2000年を「子ども読書年」とすることとする。

右決議する。

1999年8月9日

〈衆議院本会議〉

わが国をはじめ世界71か国の元首、首脳が国際連合の「子どものための世界サミット」に集い、「子どもを政治の最優先に」と誓い合ってから、やがて10年が経過する。しかし、この誓いが、いまだ十分に果たされていないことは、世界の子ども達の現状をみれば明らかであり、わが国はもとより国際間のさ

らなる努力が求められている。

わが国は、平成12年（西暦2000年）5月5日の「こどもの日」に、ひろく世界の子ども文化に貢献しうる国立の国際子ども図書館を開館する。本とふれあうことによって、子どもたちは言葉をまなび、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生き抜く力を身につけることができる。

政府は、読書の持つ計り知れない価値を認め、国立の国際子ども図書館が開館する平成12年（西暦2000年）を「子ども読書年」とし、国を挙げて、子どもたちの読書活動を支援する施策を集中的かつ総合的に講ずるべきである。

右決議する。

平成11年8月10日

(1) 子どもの読書活動の推進に関する法律

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成13年12月12日法律第154号)

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

(2) 国民読書年に関する決議（平成20年6月6日）

<衆議院本会議>

国民読書年に関する決議

文字・活字は、人類が生み出した文明の根源をなす崇高な資産であり、これを受け継ぎ、発展させて心豊かな国民生活と活力あふれる社会の実現に資することは、われわれの重要な責務である。

しかしながら、我が国においては近年、年齢や性別、職業等を越えて活字離れ、読書離れが進み、読解力や言語力の衰退が我が国の精神文明の変質と社会の劣化を誘引する大きな要因の一つとなりつつあることは否定できない。

我が国の国会はこうした危機意識から、平成11年（西暦1999年）に「子ども読書年に関する決議」を衆参両院で採択、平成13年（西暦2001年）には「子どもの読書活動の推進に関する法律」を制定、さらに平成17年（西暦2005年）には「文字・活字文化振興法」を制定し、具体的な施策の展開を政府とともに進めてきた。

学校における「朝の読書運動」の急速な浸透、読書の街づくりの広がり、様々な読書グループの活性化など、国民の間の「読み・書き」運動の復活、振興などはその効果の顕著な例である。

こうした気運の一層の発展をめざし、われわれは「文字・活字文化振興法」の制定から5年目の平成22年（西暦2010年）を新たに「国民読書年」と定め、政官民協力のもと、国をあげてあらゆる努力を重ねることをここに宣言する。

右決議する。

<参議院本会議>

国民読書年に関する決議

文字・活字によって、人類はその英知を後世に伝えてきた。この豊穡で深遠な知的遺産を受け継ぎ、更に発展させ、心豊かな社会の実現につなげていくことは、今の世に生きる我々が負うべき重大な責務である。

しかし、近年我が国でも「活字離れ」と言われて久しく、年齢層を問わず、読書への興味が薄れていると言わざるを得ない。これが言語力、読解力の衰退や精神文明の変質の大きな要因の一つとなりつつあることは否定できない。

我々はこの事実を深刻なものと受け止め、読書の価値を見直し、意識の啓発を目指し、政府と協力してあらゆる活動を行ってきた。1999年に「子ども読書年に関する決議」を両院で採択、2001年には「子どもの読書活動の推進に関する法律」を立法、さらに2005年には「文字・活字文化振

興法」を制定し、具体的な施策の展開を推し進めてきた。

それらに呼応して「朝の十分間読書運動」の浸透、読書の街づくりの広がり、様々な読書に関する市民活動の活性化など、読書への国民の意識は再び高まりつつある。

この気運を更に高め、真に躍動的なものにしていくため、2010年を新たに「国民読書年」と定めたいと思う。これにより、政官民が協力し、国をあげてあらゆる努力を重ねることをここに宣言する。

右決議する。

